

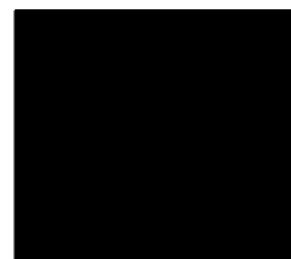
法務省民二第2816号
平成17年12月12日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

住宅金融公庫業務に関する包括委任状及び住宅金融公庫法第17条第9項第1号の規定により住宅金融公庫が譲り受けた貸付債権に係る公正証書作成の囑託，登記申請等に関する権限の包括委任状の一部変更について（依命通知）

標記について，別紙甲号のとおり住宅金融公庫理事から照会があり，別紙乙号のとおり回答したので，この旨貴管下公証人，公証事務を取り扱う法務事務官及び登記官に周知方取り計らい願います。



住公発第 703号(業)
平成17年12月 7日

法務省民事局長 殿

住宅金融公庫
理事

住宅金融公庫業務に関する包括委任状及び住宅金融公庫法第17条第9項第1号の規定により住宅金融公庫が譲り受けた貸付債権に係る公正証書作成の囑託、登記申請等に関する権限の包括委任状の一部変更について（照会）

当公庫の業務に関する公正証書作成の囑託、登記申請等の手続につきましては、何かと御指導、御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、住宅金融公庫業務に関する包括委任状につきましては、当職からの平成6年3月8日付け住公発第87号(総)による照会に対しまして、平成6年3月10日付け法務省民三第1773号をもって御回答をいただいております。また、住宅金融公庫法第17条第9項第1号の規定により住宅金融公庫が譲り受けた貸付債権に係る公正証書作成の囑託、登記申請等に関する権限の包括委任状（以下、「債権譲受けの業務に関する包括委任状」という。）につきましては、当職からの平成15年11月26日付け住公発第657号(証)による照会に対しまして、平成15年12月4日付け法務省民二第3602号をもって御回答をいただいております。今般その一部を変更し、別紙1（住宅金融公庫業務に関する包括委任状）及び別紙2（債権譲受けの業務に関する包括委任状）のとおりとすることとしたいので、公正証書の囑託及び登記申請の手続上差し支えないか、御照会いたします。

なお、変更の要旨は、下記のとおりです。

おって、別紙1及び別紙2のとおりとして差し支えない場合は、貴管下法務局及び地方法務局に対して御周知くださるよう、御依頼申し上げます。

記

不動産登記法（平成16年法律第123号）、不動産登記令（平成16年政令第379号）及び不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）が平成17年3月7日から施行されたことに伴い、担保権設定登記等に係る登記識別情報の受領について委任事項に追加すること。

委 任 状

平成 年 月 日

東京都文京区後楽一丁目4番10号

住宅金融公庫

理 事

又 は

上記代理人

私は、 を代理人と定め、下記事項を処理
する一切の権限を委任します。

記

- 1 住宅金融公庫法又は産業労働者住宅資金融通法に基づく貸付けについて、住宅金融公庫（以下「公庫」という。）を債権者とする貸付契約若しくは金銭消費貸借契約又は公庫を担保権者とする担保権設定契約の締結に関する事。
- 2 公庫を債権者とする貸付金債権又は公庫を担保権者とする担保権の変更又は処分の契約の締結に関する事。
- 3 前2項の契約に係る公正証書の作成の囑託に関する事。
- 4 公庫を担保権者とする担保権の設定、移転、変更、処分、更正、回復又は抹消の登記の申請に関する事及び当該担保権の登記申請に係る登記識別情報の受領に関する事。
- 5 公庫が登記名義人となっている担保権の消滅の承諾、数個の建物が合体して一個の建物となった場合において公庫が当該合体前の一の建物について担保権等の登記名義人となっているときの当該合体後の建物の持分を定めることについての承諾又は権利の変更の登記で公庫が登記上利害の関係を有するものの承諾に関する事。
- 6 弁済金の受領に関する事。
- 7 委任状及び資格証明書の原本の還付請求及び受領に関する事。
- 8 第3項、第4項又は前項に掲げる行為に係る復代理人の選任に関する事。

委 任 状

平成 年 月 日

東京都文京区後楽一丁目4番10号

住宅金融公庫

理 事

又 は

上記代理人

私は、
を代理人と定め、下記事項を処理
する一切の権限を委任します。

記

- 1 住宅金融公庫法第17条第9項第1号により住宅金融公庫（以下「公庫」という。）が譲り受けた貸付債権について、公庫を担保権者とする担保権設定契約の締結に関する事。
- 2 公庫が譲り受けた貸付債権又は公庫を担保権者とする担保権の変更又は処分の契約の締結に関する事。
- 3 公庫が譲り受けた貸付債権に係る金銭消費貸借契約及び前項の契約に係る公正証書の作成の囑託に関する事。
- 4 公庫を担保権者とする担保権の設定、移転、変更、処分、更正、回復又は抹消の登記の申請に関する事及び当該担保権の登記申請に係る登記識別情報の受領に関する事。
- 5 公庫が登記名義人となっている担保権の消滅の承諾、数個の建物が合体して一個の建物となった場合において公庫が当該合体前の一の建物について担保権等の登記名義人となっているときの当該合体後の建物の持分を定めることについての承諾又は権利の変更の登記で公庫が登記上利害の関係を有するものの承諾に関する事。
- 6 弁済金の受領に関する事。
- 7 委任状及び資格証明書の原本の還付請求及び受領に関する事。
- 8 第3項、第4項又は前項に掲げる行為に係る復代理人の選任に関する事。

法務省民二第2815号

平成17年12月12日

住宅金融公庫

理事 [REDACTED] 殿

法務省民事局長 [REDACTED]

住宅金融公庫業務に関する包括委任状及び住宅金融公庫法第17条第9項第1号の規定により住宅金融公庫が譲り受けた貸付債権に係る公正証書作成の囑託，登記申請等に関する権限の包括委任状の一部変更について（回答）

平成17年12月7日付け住公発第703号（業）をもって照会のありました標記の件については，貴見のとおり取り扱われて差し支えないものと考えます。

なお，この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので，申し添えます。